

## 岐阜県図書館エレベーター保守点検業務委託に関する一般競争入札公告

岐阜県図書館エレベーター保守点検業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年岐阜県規則第120号）第4条の規定により公告する。

令和7年2月28日

岐阜県図書館長 杉下 尚

本調達は、資料提出及び入札を電子手続（ICカードが必要です。）で行う案件です。なお、本サービスを利用できない者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができます。岐阜県電子調達システムを利用するための必要事項については、「岐阜県電子調達サービス利用規約」を確認して下さい。

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
岐阜県図書館エレベーター保守点検業務委託

- (2) 委託業務の概要  
入札説明書による。

- (3) 履行期間  
令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

- (4) 履行場所  
岐阜市宇佐4丁目2-1 岐阜県図書館

### 2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。  
(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。  
(4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。  
(5) 受託者は、従業員数20名以上、かつ営業年数5年以上であること。  
(6) 直近5年（令和2年度～令和6年度）の間に、公共施設のエレベーター保守点検業務に関する契約実績を有すること（荷物用エレベーター保守点検契約は除外）。  
(7) 受託者への連絡後、30分以内に到着可能な者であること。

### 3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒500-8368  
岐阜県図書館 総務課

電話 058-275-5111  
FAX 058-275-5115  
Email c21803@pref.gifu.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所

ア 交付期間  
令和7年2月28日（金）から令和7年3月6日（木）までの毎日（岐阜県電子調達システムの運用時間に限る）

イ 交付場所

岐阜県電子調達システム（入札情報公開システム）に掲載する。

紙入札方式を希望する場合は原則として上記3の（1）メールアドレスへ次のように送付すること。

件名：岐阜県図書館 岐阜県図書館エレベーター保守点検業務委託の入札説明書交付希望

本文：会社名、担当者名、連絡先（TEL、FAX、返信先メールアドレス）

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別で定める競争入札参加資格確認申請書を3の(1)へ提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格確認申請書には、入札説明書で示すところにより、2の競争入札参加資格を証する書類を添付しなければならない。

イ 提出期限 令和7年3月10日（月）午後5時（必着）

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年3月13日（木）までに通知する。

なお、入札参加資格が認められた後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を入札執行日時までに3の(1)まで提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年3月21日（金）午後3時30分

（入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）又は電子手続で行う場合は、令和7年3月19日（水）午後5時までに3の(1)に必着のこと。）

イ 場 所 岐阜市宇佐4丁目2-1 岐阜県図書館2階 会議室1

(5) 開札の日時及び場所

3の(4)と同じ。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)と同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第114条に該当するときは免除する。

ウ 落札者の決定方法

（ア）規則第111条の予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

（イ）最低の金額をもって入札した者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

（ウ）落札者がないときは、再度の入札を行うことがある。再度の入札を行う場合は、新たな入札日を別途連絡する。再度の入札は原則として一回とする。

**エ 入札の無効**

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において、虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

**オ 入札又は開札の中止**

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。また、岐阜県議会において当該事業の予算の議決が得られなかつた場合は、入札を取りやめることがある。これらの入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

**カ 落札の無効**

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

**4 その他**

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 3 の(1)の承諾を得た場合に限り郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名及び入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて提出すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。

また、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。